

80 「社会教育士」の元気な始動?!新しい時代?の到来?!だが、果たしてそうか?!

堂本 彰夫

(1) 繰り返しになるが、ひきこもごものスタートではある?!

過日、『(大判) 社会教育』の新年度(4月)号が届いた!その「特集テーマ」は、「社会教育へようこそ!社会教育士スタートです!!」であった。昨年度から、新しいしくみとして、「社会教育主事」の資格を取得した人が、自らの意思で、「社会教育士」という称号を名乗れることになったわけであるが、改めて、この4月から、いわゆる「(発令) 社会教育主事」とは違って、別な(新たな?)職場・活動場所で、そうした社会教育士を名乗る人達が活躍をし始めたということであろう?!そして、それを、大いに鼓舞したいということであろう!皮肉でも何でもなく(本当である!）、大いに期待したいものではある!

ちなみに、昨年度にその資格を取得した人で(主事講習か、大学の養成課程のいずれかで)、この4月から「社会教育士」を名乗って、新たに(正式に?)業務や活動を行い始めた人がどれくらいいるのかは、私には、まったく分からない(多分?まだ、統計的には数字は出せないであろう!)!否、その実数は、これからも、おそらくは掴めないであろう?!何故なら、大学等で、その資格(あくまでも「社会教育主事」の資格である!)を取り、半ば私的に名乗る人達もいるからである(あるいは、そもそも名乗らないかもしれない?当然、何らかの機会がなければ?)?!

ところで、その特集においては、(ある意味当然ではあるが!)、これらの事案を所管する「文科省総合教育政策局地域学習推進課(以前の社会教育課?)」の並々ならぬ思いが、ひしひしと伝わってくるようである!それを示すのが、「社会教育士・社会教育主事のさらなる活躍に向けて」であるが(同課と「教育人材政策課の共同記事」)、そこでは、「社会教育士」の位置づけと活躍への期待が、それをまとめた、文科省の「特設サイト」や「PR動画」の紹介とともに(ロゴの作成とその説明までである!)、力強く報じられているのである!付度?抜きで、何か動き始めているようであり、新しい事態(時代?)が到来しているようでもある?!

なお、そこには、3人の「社会教育士(?)」の紹介もあり、それぞれの業務・活動が示されている!島根県浜田市のKさん(「健康づくりはまちづくり」社会教育が支える地域福祉)、北海道恵庭市のFさん(「共助」を本当の意味で理解するには「学び合い」が必要)、東京都のHさん(「縦割り」になっている各分野を「つなぐ」専門性)であるが、3人の職場・活動場所(所属)は、それぞれ「(任意団体) 浜田のまちの縁側 代表」「恵庭市総務部基地・防災課長」「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」とある。

具体的には、そこでは、それぞれの顔写真と共に、順に「赤ちゃんから高齢者まで 多世代が集う 地域の居場所づくり **福祉**」、「『共助』を本当の意味で理解するには 『学び合い』が必要 **防災**」、「『縦割り』になっている 各分野を 『つなぐ』専門性 多文化共生 **観光**」という文字が躍り、そこに、それぞれの「社会教育士」としての業務・活動内容が示されている!まさに、多種多様な主体と連携・協働する「社会教育士」の姿が、そこにあるのである?!

(2) 予めの職場(所属)や活動場所があつての、「社会教育士」の名乗りの効能?!

とは言え、この取り組みには、これまでも繰り返し述べてきたように、大いなる期待がある一方で、下手をすると、本家本元の「(発令) 社会教育主事」の、さらなる縮減化や、そもそもの「不要論?」に拍車をかけるかもしれないという不安(懸念?)も存在する!あるいはまた、その「社会教育士の名乗り」だけでは、実際の業務や活動には、ほとんど活かされないという事態も考えられる?!つまり、就職や活動開始の絶対保障要件にはならないということである?!

したがって、このことは、ここでは初めての言い方になるが、要は、予めの職場(所属)や活動場所があつての、「社会教育士」の名乗りの効能なのではないかということである?!すなわち、それは、裏を返せば、新しく社会教育主事の資格を取っても、そして、自ら「社会教育士」を名乗っても、ただそれだけでは、新たな職場や活動場所を得ることは難しい(否、事実上は出来ない?)ということである!別な言い方をすれば、現在の(それまでの)職場や活動場所で、それなりの活動実績や信頼を得て、新たに「社会教育士」を名乗って、さらに、その活動実績や信頼を積み上げていくことは、本人にとっても、またその職場や活動場所には大いなるメリットはあるにしても、そのことによって、新しく職(ポスト)や活動場所を得ようとする人にとっては、事態は、ほとんど何も変わらないということである?!

ということで、もし、そうであれば、それは、これまでの社会教育主事の資格取得者と同じであつて(とりわけ、大学で資格取得を行った者と!)、ただそれだけでは、安定した(持続的な、しかも収入が伴う)職務や活動の機会取得が難しいということである?!さらにまた、それは、自らの学習意欲と社会貢献の志をもって、例えば民間の資格(社会通信教育による「生涯学習コーディネーター資格」等)を取得して頑張ろうと思っている人達と同じように、ただそれだけでは、安定した(持続的な、しかも収入が伴う)職務や活動の機会取得には繋がらないということである(いわゆる「ボランティアでもよい」ということであれば、話は別だが?)?!

ただし、従来の、社会教育施設の指定管理者制度の中で工夫されてきたように、そこに「社会教育主事（社会教育士）」資格（称号）の取得者の配属が義務化されているところにおいては、そのことが安定的な供給（需要ともなる！）につながることはなるので、それが拡大されていけば、かつての「（発令）社会教育主事」の人数を、遥かに超えることにはなるし、ある意味「（発令）社会教育主事」の窮状（不備？）を救うことにもなる?!しかも、そういうことを、首を長くして待っていた?当該希望者には、それこそ大なる福音ともなる?!

そこで、多少変な話にもなるが、実は、そういうことが、今回の制度改正で、実際上は（本音では?）企図されていたということであれば、これ以上、何も言うことはない（それ自体は、決して悪いことではないし、現実的な、一つの対応策でもあると受け止められる!）!その意味では、そういう事態だけは、かなり実現の期待は高いとも言える?!縮減化されていく「（発令）社会教育主事」の危機を乗り越えるための現実方策としては、その限りにおいては、それしかないとも言えるからである?!しかも、これについては、ある意味余談ではあるが、かの、出発当初の「放送大学」の入学者のように、それまで「入学（受講）」を希望していた（待っていた?）人はかなりの数に上り、そういう人達が、緩やかな入学要件も相俟って、挙って入学をした!

(3)「教育協働」のしくみの中での役割付与と教育基本法、学校教育法、社会教育法への位置づけの必要性?!

今回の場合も、そういう人達（思いや意欲のある人達）が、コンスタントに資格取得を行っていけば、総数とすれば、相当の数になることは大いに考えられる?!そして、もしそうであれば、ここが、ある意味一番のミソであるが、「社会教育主事」の確保は、当分の間、それでよいということにもなる?!しかも、残念ながら?、短期間での人事異動や、現実の当該職員のモチベーションのあり様（その職員が、必ずしも望んでやっている訳ではない?）からすると、その方が、はるかに実のあるものともなる?!そうとも言えるのである?!

だが、もちろん、それでいいのかどうかということである?!ここで、改めて思い切ったことを言うと（私は、今までは、ここまでは直接には言わなかった!）、そうした「社会教育士」の（として求められる）多様な職場・活動場所での活躍があれば、それでもって、まさに「社会教育の再興」や「新たな展開」として、それ自体が歓迎されるべきこととなる（その根拠として、（発令）社会教育主事と社会教育士の総和が、それまでの（発令）社会教育主事の人数と同じになる、あるいは、それをはるかに超えるという、数字的説得ともなる?）?!しかも、そのことが、残念ではあるが、現実的な解決策となっていくと言えなくもない?!それほど、（発令）社会教育主事の問題は深刻なのでもあるが、果たして、本当にそれ（だけ?）でよいのか?ということなのである?!

しかも、現在までのところ、従来の「（発令）社会教育主事」については、これまでのように続けていくということではあるが、そこにある「本質的矛盾?」は、あまり気にされていない?表面的には、「教育委員会の事務局にいて、『社会教育を行う者に、専門的技術的な指導と助言を与える』という職務（専門性）が、それ以外の、多種多様な職場・活動場所においても、基本的には同じだと扱われていることである?!たとえ、そうではないと言われても、その資格（任用資格）が、まったく同じということであれば、その職務（専門性）も同じだということになる?!

したがって、その違いを敢えてクローズアップさせるならば、その配属先（あるいは活動場所!しかも、どこでもよい?）の違いということになる（すなわち「教育委員会事務局」であるかどうか!）!しかし、今回、その配属先（活動場所）はどこでもよい（多様な機関・場所）ということになったわけであるので、それまでの「（発令）社会教育主事」の職務（専門性）は、その中の一つということになったということになる?!そう捉えなければ、上記の「本質的矛盾?」は解消しない?!矛盾は矛盾で、ある意味現実ではあるので、少なくとも今のところは、それを甘受しなければいけないのではあるが（「（教育委員会の）兼務発令」ということから、それを無視した?「首長からの発令」ということまでを含んだ!）、今後早急に、いい意味での解決策（かなり複雑な心境ではあるが!）を講じなければ、最初に示した懸念や不安は、一向に拭い去れないのである（要は、従来の「社会教育主事」の発令は、一方で、今のままでいくということあればということである!）?!

であれば（懸念や不安を解消したいのであれば）、やはり、別な意味で新たな解決策が必要であることは言うまでもない（当該個々人の意欲や哲学?だけでは、そのようにはならないし、ましてや人が替わり、状況が変われば、初志の貫徹はなかなか難しい?それは、これまで嫌と言うほど見せつけられてきたし、ある意味世の習いでもある?!）!それが、私が、ここで何度も繰り返している、（発令）社会教育主事と社会教育士の、真に有効な連動・協働のしくみづくりなのである!そして、それを導き出すのが「教育協働」という考え方（枠組み）であり、それを保障する教育基本法、学校教育法、そして、社会教育法への位置づけの必要性であるのである!

また、そこでは、ここでも何度も言うように、単なる多様性の主張だけでは駄目なのである!それを保障する（支える）大きな枠組み（体）が必要なのである（ただし、それは、その多様性を許さないものでは決してない!）!どんなに素敵な枝や花や実をつかさうと思っても、それを支える幹（体?）がなければ、それは実現しない!そして、その幹は、やはり「（発令）社会教育主事」（制度）であり、それに、素敵な枝や花や実をつかかせて、広げていくのが「社会教育士」である?!そのように見えるしくみや職務・活動のネットワークの構築が必要なのである?!しかも、実は、そのチャンス（場や環境）は、すぐ周りにある（実現されている）のでもある?!